

駆動システムクラウドサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、この駆動システムクラウドサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、駆動システムクラウドサービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条（約款の変更）

当社はこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 駆動システムクラウドサービス	当社のサーバ装置その他の電気通信設備により、アプリケーション等を提供するサービス
4 駆動システムクラウドサービス取扱所	(1) 駆動システムクラウドサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により駆動システムクラウドサービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 駆動システムクラウドサービス契約	当社から駆動システムクラウドサービスの提供を受けるための契約
6 契約者	当社と駆動システムクラウドサービス契約を締結している者
7 ユーザーID	契約者を個別に識別するために用いられる符号
8 パスワード	ユーザーID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号
9 ユーザーID 等	ユーザーID とパスワード
10 施設 ID	駆動システムクラウドサービスの提供場所を識別するために用いられる符号で、当社が指定したもの

11 グループ ID	駆動システムクラウドサービスの架台制御系統ごとに用いられる符号で、当社が指定したもの
12 センサ端末	太陽光発電設備及びその周囲の環境データ、画像などを収集するための端末装置
13 端末設備	駆動システムクラウドサービスに係る当社のサーバ装置その他の電気通信設備へ接続するための電気通信サービス等に係る電気通信回線設備に接続される電気通信設備であって 1 の部分の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）若しくは同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 4 条（サービスの提供区域）

駆動システムクラウドサービスの提供区域は、日本国内とします。

第 2 章 サービスの種類

第 5 条（サービスの種類）

当社が提供する駆動システムクラウドサービスには、次の種類があります。

(1) 架台制御システム

当社のサーバ装置その他の電気通信設備等からデータを受信し太陽電池モジュールの角度を変更するためのシステムおよびそのパラメータ等を設定変更するためのアプリケーション

(2) データ収集システム

架台制御システムおよびセンサ端末からデータを収集し当社のサーバ装置その他の電気通信設備等へ送信するシステム

(3) データ提供システム

架台制御システムおよびセンサ端末から当社のサーバ装置その他の電気通信設備等へ送信されたデータを閲覧するためのアプリケーション

第 3 章 契約

第 6 条（契約の単位）

当社は、契約申し込みごとに一の契約を締結します。

第7条（契約申込の方法）

駆動システムクラウドサービス契約の申込みをするときは、契約申込みの内容を特定するための事項を記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う駆動システムクラウドサービス取扱所に提出していただきます。

第8条（契約申込みの承諾）

当社は、駆動システムクラウドサービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、その駆動システムクラウドサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 駆動システムクラウドサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 駆動システムクラウドサービスの申込みをした者が駆動システムクラウドサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった駆動システムクラウドサービスに係る料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第28条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第9条（契約の成立）

駆動システムクラウドサービスの契約は、契約の申込みをした者に対して当社が駆動システムクラウドサービスの提供開始予定日を通知したときに成立するものとします。

第10条（基本契約期間）

駆動システムクラウドサービスの契約期間は、駆動システムクラウドサービスの提供を開始した日を含む年（1月1日から12月31日までの間をいいます。以下同じとします。）の末日までの間とします。

2 契約期間の満了日より60日前までに、契約者から第14条（契約者が行う駆動システムクラウドサービス契約の解除）による通知がない場合は、駆動システムクラウドサービスは契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

第11条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに駆動システムクラウドサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 第1項の変更があったにもかかわらず駆動システムクラウドサービス取扱所に届出がないときは、第15条（当社が行う駆動システムクラウドサービス契約の解除）及び第17条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

第 12 条（譲渡・貸与の禁止）

駆動システムクラウドサービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。

第 13 条（契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて駆動システムクラウドサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

第 14 条（契約者が行う駆動システムクラウドサービス契約の解除）

契約者は、駆動システムクラウドサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ駆動システムクラウドサービス取扱所に書面により通知していただきます。

第 15 条（当社が行う駆動システムクラウドサービス契約の解除）

当社は、第 17 条（利用停止）の規定により駆動システムクラウドサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その駆動システムクラウドサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 17 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、駆動システムクラウドサービスの利用停止をしないでその駆動システムクラウドサービス契約を解除することがあります。

3 当社は第 1 項又は第 2 項に規定する場合のほか、次の場合は、その駆動システムクラウドサービス契約を解除することがあります。

(1) この約款に違反する行為、当社の業務の遂行もしくは当社のサーバ装置その他の電気通信設備等に著しい支障を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(2) 当社又は契約者の責によらない事由により、当社のサーバ装置その他の電気通信設備等の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で駆動システムクラウドサービスの継続ができないとき。

4 当社は前 3 項の規定により、その駆動システムクラウドサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第 4 章 利用中止及び利用停止並びにサービスの廃止

第 16 条（利用中止）

当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備等の保守上又は工事上やむを得ない場合には、駆動システムクラウドサービスの提供を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により駆動システムクラウドサービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間（その駆動システムクラウドサービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他債務が支払われるまでの間）、その駆動システムクラウドサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の駆動システムクラウドサービスに係る料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 28 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 前 3 号の他、この約款の規定に反する行為であって駆動システムクラウドサービスに関する当社の業務の遂行又は当社のサーバ装置その他の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により駆動システムクラウドサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 18 条（サービスの廃止）

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、駆動システムクラウドサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により駆動システムクラウドサービスの全部又は一部を廃止するときは、あらかじめその理由、廃止する日を契約者に通知します。

第 5 章 料金等

第 19 条（料金）

当社が提供する駆動システムクラウドサービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、社会経済情勢の変化、提供する本サービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。

第 20 条（利用料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が駆動システムクラウドサービスの提供を開始した日から起算して、その契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 ヶ月間とします。）について、料金表に定める利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、駆動システムクラウドサービスを利用することができない状態が生じたとき

の利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 第 16 条（利用中止）により、利用中止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 第 17 条（利用停止）により、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 前号に定める規定によるほか、契約者は、第 26 条（責任の制限）に定める場合を除き、駆動システムクラウドサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

第 21 条（手続きに関する料金の支払い義務）

契約者は、駆動システムクラウドサービスに係る手続きを要する請求をし、その承認を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

第 22 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 23 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年 14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 23 条の 2（債権の譲渡）

契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 6 章 保守

第 24 条（契約者の切分責任）

契約者は、駆動システムクラウドサービスを利用することができなくなったときは、その当社のサーバ装置その他の電気通信設備等へ接続するための電気通信サービス等、契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は駆動システムクラウドサービス取扱

所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社のサーバ装置その他の電気通信設備等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が、当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備等へ接続するための電気通信サービス等、契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にはその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 25 条（修理又は復旧）

当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備等が故障し、又は滅失した場合に、当社が別に定める順位により、その全部を修理し、又は復旧するものとします。

第 7 章 損害賠償

第 26 条（責任の制限）

当社は、駆動システムクラウドサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その駆動システムクラウドサービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 72 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、駆動システムクラウドサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその駆動システムクラウドサービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から 3 ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

3 当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備等に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。

4 当社は、契約者がサービス利用に関して、第三者に与える損害について、一切責任を負わないものとします。

5 その他、次の各号に掲げる場合において発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 契約者の作業不履行又は錯誤等に起因する場合

(2) 天災地変等不可抗力に起因する場合

6 当社が支払う損害賠償金額は、直接かつ現実に発生した損害（逸失利益は含まない）に限り、かつ、契約者が過去 1 年以内に当社に対して支払った金額を上限とします。

7 第 1 項又は第 4 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により駆動システムクラウドサービスの提供をしなかったときは、前項に定める損害賠償金額の上限の規定は適用しません。

第 27 条（免責）

当社は、この約款等の変更により契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下こ

の条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備等に現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。

- (1) 当社のサーバ装置その他の電気通信設備等の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社が別に定めるところにより、当社のサーバ装置その他の電気通信設備等に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
- (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータが当社のサーバ装置その他の電気通信設備等に蓄積されていることを知ったとき。

3 当社は、第2項の規定により、現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、第2項の規定により、現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第8章 雑則

第28条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、自ら駆動するモードを設定する等、自らの責任で駆動システムクラウドサービスを利用すること。
- (2) 契約者は、ユーザーID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くすこと。当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してユーザーID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいユーザーID等を構成する文字列と入力されたユーザーID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
- (3) 他人の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で駆動システムクラウドサービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

第29条（法令に規定する事項）

駆動システムクラウドサービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第30条（個人情報の取り扱い）

当社は、契約者に個人情報の取り扱いに関する説明を別途行い、契約者の承諾を得られた範囲内でのみ契約者の個人情報を利用できるものとします。

第 31 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員、または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3 当社は、契約者が第 1 項各号のいずれかに該当することもしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第 1 項もしくは第 2 項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、その他本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を将来に向かって直ちに解約することができるものとします。

4 契約者は、前項の適用により、契約者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し当該損害等の賠償を請求しないものとします。

第 32 条（業務委託）

当社は、駆動システムクラウドサービスの提供に必要な業務の全部又は一部について、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 33 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(実施期日)

この約款は 2023 年 12 月 1 日から実施します。